

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 37 年 3 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

20 歳になった時、A 町（現在は、A 市）で同居をしていた母親が、国民年金への加入手続を行った。私は働いており、収入はすべて母親に渡していたので、その中から国民年金保険料を納付してくれていた。当時は、集金に来ていたことを母親から聞いている。

C 市 D（現在は、E 区）に転居してからは、私が、妻の国民年金保険料と一緒に納付していた。妻は納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて 8 か月と比較的短期間である上、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、国民年金が発足した昭和 36 年 4 月に任意加入し、申立期間①を含め 60 歳到達までの期間については国民年金保険料をすべて納付済みであり、母親の国民年金保険料の納付意識は高いことがうかがわれることから、申立人の申立期間①について納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳、C 市役所が保管する国民年金保険料納付記録等において、申立人及びその妻は、結婚後の国民年金保険料の納付日が確認できる期間において、おおむね同一日に納付していることが確認でき、申立内容を裏付けているとともに、申立期間②前後は夫婦共に納付済みである上、申立人の妻は、申立期間②の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の国民年金保険料についても併せて納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であるとともに、38 年 5 月から 39 年 2 月までの期間及び同年 5 月から 40 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 40 年 7 月まで

私は、昭和 36 年 10 月から首都圏で働いていたが、20 歳になった直後の 37 年 4 月ごろに、兄が A 県 B 市（現在は、C 市）の市役所で国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を 36 年 12 月から 40 年 7 月まで納付してくれた。

時期はよく憶^{おぼ}えていないが、D 商工会議所に社会保険事務所から職員が来ていたので、年金についての相談をしたところ、「昭和 38 年 5 月から 40 年 7 月までの国民年金保険料の納付記録は残っていないが、還付されているみたいですね。」と言われ、昨年、兄が、C 市役所で還付されていることについて尋ねたが、確認できないとのことであった。

申立期間について、国民年金保険料の還付を受けた記憶は無く、還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録により、申立期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 38 年 5 月から 39 年 2 月までの期間及び同年 5 月から 40 年 7 月までの期間は、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間であることから、国民年金と重複期間となっているものの、E 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、当該期間に係る還付の記載が無い上、社会保険事務所において、申立人に係る還付整理簿は保存されておらず、当該期

間の国民年金保険料が還付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和 39 年 3 月及び同年 4 月については、厚生年金保険の被保険者期間ではなく、国民年金の強制被保険者となる期間であるため、当該期間について、国民年金保険料を還付する理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、38 年 5 月から 39 年 2 月までの期間及び同年 5 月から 40 年 7 月までの期間の国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

平成 19 年 12 月 25 日に社会保険事務所に夫婦で行き、国民年金の記録を確認したところ、初めて申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。社会保険事務所に調査してもらったところ、20 年 1 月 18 日に納付事実を確認することができないとの回答があった。

申立期間の 3 か月の国民年金保険料の納付について、当方に銀行勘定帳があったので調べたところ、昭和 61 年 5 月 14 日の欄に、2 行に渡り国民年金保険料を小切手により当座預金から引き出した旨の記載があった。このように銀行勘定帳に証拠があったのに保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が所持する当座預金の出納に係る帳簿（以下「帳簿」という。）に基づき、納付したと申し立てているが、同帳簿には、納付したとする国民年金保険料の納付対象月についての記載は無く、申立人が所持している国民年金保険料領収書や当時の国民年金保険料と突合したところ、同帳簿の 1 行目の記載については、引き出した金額が昭和 61 年度の 2 か月分（申立人夫婦の各国民年金保険料の 1 か月分）の国民年金保険料額に相当しており、また、当該帳簿の 2 行目の記載については、引き出した金額が 60 年度の国民年金保険料の 8 か月分（申立人夫婦の各国民年金保険料の 4 か月分）に相当するものの、当該帳簿に引き出しの記載がある昭和 61 年 5 月 14 日付けで 60 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料領収書があることから判断すると、引き出した金額のほとんどは、これに充てられたものと考えるのが自然であり、当該帳簿の記載のみをもって、申立人

が申立期間の国民年金保険料を納付したことを裏付けるものとは考え難い。

一方、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和39年10月から60歳に到達するまでの期間の国民年金保険料について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻も41年11月から60歳に到達するまでの期間の国民年金保険料について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持している国民年金保険料領収書によれば、申立人夫婦は、申立期間の昭和60年度については、昭和60年4月から同年6月までの分の国民年金保険料を61年5月14日に、60年7月から同年9月までの分を62年3月31日に、60年10月から同年12月までの分を62年12月15日に、それぞれ過年度納付しており、それらの時点で、申立期間の過年度納付は可能であったにもかかわらず、あえて申立期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の住所や仕事等に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみ国民年金保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

平成 19 年 12 月 25 日に社会保険事務所に夫婦で行き、国民年金の記録を確認したところ、初めて申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。社会保険事務所に調査してもらったところ、20 年 1 月 18 日に納付事実を確認することができないとの回答があった。

申立期間の 3 か月の国民年金保険料の納付について、当方に銀行勘定帳があったので調べたところ、昭和 61 年 5 月 14 日の欄に、2 行に渡り国民年金保険料を小切手により当座預金から引き出した旨の記載があった。このように銀行勘定帳に証拠があったのに保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が所持する当座預金の出納に係る帳簿（以下「帳簿」という。）に基づき、納付したと申し立てているが、同帳簿には、納付したとする国民年金保険料の納付対象月についての記載は無く、申立人が所持している国民年金保険料領収書や当時の国民年金保険料と突合したところ、同帳簿の 1 行目の記載については、引き出した金額が昭和 61 年度の 2 か月分（申立人夫婦の各国民年金保険料の 1 か月分）の国民年金保険料額に相当しており、また、当該帳簿の 2 行目の記載については、引き出した金額が 60 年度の国民年金保険料の 8 か月分（申立人夫婦の各国民年金保険料の 4 か月分）に相当するものの、当該帳簿に引き出しの記載がある昭和 61 年 5 月 14 日付けで 60 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料領収書があることから判断すると、引き出した金額のほとんどは、これに充てられたものと考えるのが自然であり、当該帳簿の記載のみをもって、申立人

が申立期間の国民年金保険料を納付したことを裏付けるものとは考え難い。

一方、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和41年11月から60歳に到達するまでの期間の国民年金保険料について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫も39年10月から60歳に到達するまでの期間の国民年金保険料について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持している国民年金保険料領収書によれば、申立人夫婦は、申立期間の昭和60年度については、昭和60年4月から同年6月までの分の国民年金保険料を61年5月14日に、60年7月から同年9月までの分を62年3月31日に、60年10月から同年12月までの分を62年12月15日に、それぞれ過年度納付しており、それらの時点で、申立期間の過年度納付は可能であったにもかかわらず、あえて申立期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の住所や仕事等に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみ国民年金保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

昭和46年7月ごろ、夫がA市議会議員に立候補する際に、夫の知人であるA市役所職員のB氏から、「私と夫の国民年金保険料が2年分ずつ未納になっている。」と指摘を受けたことから、夫に、「Bさんに国民年金保険料を納付してこい。」と言われたので、私がA市役所に行き、B氏に未納とされていた国民年金保険料を納付した。しかし、B氏に「領収書は、夫に渡す。」と言われたので、領収書はもらわずに暑い中をそのまま帰宅した。

昭和46年9月に夫がA市議会議員に当選したこともあって、国民年金保険料を納付した当時の記憶がはっきりしているので申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和39年1月22日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人夫婦は、36年4月から60歳に達するまでの国民年金加入期間については、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の夫が昭和46年7月にA市議会議員に立候補する際、夫の知人であるA市役所職員のB氏から、未納期間の指摘を受けたため、同月に夫から指示を受けた申立人が、未納期間とされていた申立人夫婦の国民年金保険料を同氏に納付したと申し立てているところ、同氏は、当時、A市役所保険年金

課に主査として在籍していることが確認でき、申立人の国民年金保険料の納付状況に関する記憶も鮮明である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したとする時期は、第1回目の特例納付期間中である昭和46年7月であり、申立人が納付したとする金額と未納とされている申立期間について、申立人夫婦の国民年金保険料を特例納付により納付した場合の保険料の金額がおおむね一致していることから、申立人は、申立期間の申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

昭和 46 年 7 月ごろ、A 市議会議員に立候補する際に、知人である A 市役所職員の B 氏から、私達夫婦の国民年金保険料が 2 年分ずつ未納になっていると指摘を受けたことから、A 市役所に行き、B 氏に未納とされていた国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納になっているので納得いかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 39 年 1 月 22 日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人夫婦は、36 年 4 月から 60 歳に達するまでの国民年金加入期間については、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が昭和 46 年 7 月に A 市議会議員に立候補する際、知人である A 市役所職員の B 氏から、未納期間の指摘を受けたため、妻が、未納期間とされていた申立人夫婦の国民年金保険料を同氏に納付したと申し立てしているところ、同氏は、当時、A 市役所保険年金課に主査として在籍していることが確認でき、申立人の妻の国民年金保険料の納付状況に関する記憶も鮮明である。

さらに、申立人が国民年金保険料納付を納付したとする時期は、第 1 回目

の特例納付期間中である昭和 46 年 7 月であり、申立人の妻が納付したとする金額と未納とされている申立期間について、申立人夫婦の国民年金保険料を特例納付により納付した場合の保険料の金額がおおむね一致していることから、申立人の妻は、申立期間の申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月から44年3月まで

私は、昭和39年10月に結婚し厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を欠かさず納付していたが、申立期間について保険料が未納とされていた。社会保険庁に理由を聞くと、厚生年金保険の被保険者期間と重複していたので、平成6年3月29日に保険料を還付しており、国民年金の保険料納付期間と認められないとの回答であった。

昭和40年6月に長男、41年12月には次男を出産し、育児等で申立期間に会社勤めはできなかった。それに、国民年金保険料の還付請求をしたことも、還付金を受け取った記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

一方、同名簿には、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間とする記録が残されているが、社会保険庁のオンライン記録には、申立期間を厚生年金保険の被保険者とする記録は無い上、国民年金保険料の還付があった場合に社会保険事務所が保管することとされている申立人の特殊台帳も確認できない。

また、社会保険事務所の回答によると、国民年金保険料の還付に係る国庫金送金通知書等の書類を申立人へ発送したのは平成6年3月29日であるが、還付金の受取が無いため振出小切手の期限経過として同事務所で歳入納付の処理を行った書類が存在する上、その後、同事務所で再度、申立人へ還付請求の手続を行ったことの記録は残されていない。

さらに、申立人は、社会保険事務所が当該書類を発送したとする日に近い平成6年4月7日にA市B区Cから同区Dへ転居した事実が確認できることから、申立人は当該書類を受け取っていない可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料の納付があったものとして記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年12月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から同年12月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

昭和42年11月6日にA市B区から同市C区D団地に転居した。その当時は、E研究所で厚生年金保険に加入していたが、43年7月に同研究所を退職し、直ちにC区役所で国民年金の加入手続をした。D団地には納付組合が有り、女性の方が3か月に1度、保険料を集金に来ていた。団地に住んでいた間は、すべて集金により保険料を納めていた。領収書は、その都度のことでもあれば、次の集金時に受け取ることもあった。半年か1年に1度、納付組合から記念品をもらった記憶がある。

申立期間について、国民年金保険料を納付したのは間違いないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、それぞれ6か月、3か月と比較的短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間の前後を通じて申立人に転居の事実無く、生活状況に大きな変化は認められないことなどから、当該期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情は見当たらない。

また、申立人は居住するD団地には納付組合が有り、女性が3か月に1度、保険料を集金に来ていたとしているが、申立人が所持する国民年金保険料の領収書の日付から、申立人が主張するとおり定期的に国民年金保険料を納付したことが確認できる上、当該領収書に「国民年金印紙売りさばき基金」と記載されていることから、集金による国民年金保険料の納付であったことが裏付けられる。

さらに、社会保険事務所が保管するマイクロフィルムによると、申立期間前の昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの期間については保険料の未納期間とされていたが、A 市 B 区役所 F 出張所の「A 市国民年金業務端末抽出データ」で保険料納付が確認され、記録の訂正が認められている上、昭和 44 年度及び 46 年度については、当該マイクロフィルムと社会保険庁のオンライン記録が一致しない箇所が見られるなど、行政側において申立人の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。私は、昭和 58 年 1 月に A 市 B 区役所で婚姻届を提出した際に、以前から所持していた国民年金手帳を提示して氏名等の変更手続きを行い、夫と一緒に国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が自分のみ未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間及び厚生年金保険被保険者資格喪失後の国民年金への切替の際に生じている国民年金未加入期間の 1 か月を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、結婚後は夫と一緒に国民年金保険料を納付していたとし、申立期間当時の国民年金保険料については具体的に納付していた保険料の額を供述しており、この金額は、当時の国民年金保険料とほぼ一致していることが確認できる上、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする時点において、申立人に住居の移転は無く申立人の夫は申立期間について納付済みとなっていることから、申立人は、申立期間を含め国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協同組合（現在は、B協同組合連合会）における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月31日から同年2月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A協同組合からC社に異動した際、1か月の空白期間があるとの回答があった。
関連事業所への異動であり、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B協同組合連合会の回答内容及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人がA協同組合及び同事業所の関連会社に継続して勤務し（昭和47年2月1日にA協同組合からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA協同組合における昭和46年12月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B協同組合連合会は当時の関係資料が無く不明であると回答しているが、同事業所の保管する被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は、社会保険庁の記録どおりの昭和47年1月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成5年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、平成5年6月末にC社を退職後、引き続き関連会社であるA社に勤務していたが、この間の被保険者記録が無いとの回答があった。

当時の給与明細書もあり、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が提出したA社の取締役会議事録及び同社の法人登記簿によると、申立人は平成5年6月28日に同社の代表取締役に就任しており、また、申立人に係る雇用保険及び厚生年金基金の記録並びにC社からの回答から判断すると、申立人は、同年6月30日に同社から同社の関連会社であるA社に継続して勤務していたものと認められる上、申立人が提出した給与明細書により、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年7月の社会保険事務所の記録及び申立人が提出した給与明細書から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当時の関係資料等が保存されておらず、不明であると

しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 45 年 3 月まで

申立期間当時、夫婦で店を経営し、配達や集金で忙しかった。

自宅に国民年金保険料の集金人が 2 か月か 3 か月に 1 回、来たので夫婦二人分を納付した。最初の集金人は男性で、次に女性に変わり、また別の女性になったあと、最後は元の女性に戻った。

申立期間の国民年金保険料は、すべて集金人に納付した。

また、申立期間のなかでも、妻が 8 か月少なく納付していることになっており、全く納得できない。この申立期間そのものの記録が信頼できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、A 県において昭和 36 年 4 月に連番で払い出されたものの、その後、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳は 45 年に廃棄されていることが確認でき、申立人夫婦が国民年金保険料を、納付した形跡が見当たらないことから、当該台帳が廃棄となったものと推認される。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、その後の昭和 47 年 5 月に再度、連番により払い出されており、当該払出時点において、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付することができない期間である上、申立人は申立期間直前の 36 年 4 月から 40 年 12 月までの期間、申立人の妻は 36 年 4 月から 40 年 4 月までの期間の国民年金保険料を第 1 回特例納付の実施期間である 47 年 6 月 30 日に納付しており、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を、定期的に集金人へ納付していたとの主張とは一致しない。

さらに、申立期間直後の昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を 47 年 7 月 31 日に納付し、その後の 45 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金

保険料を同年 10 月 30 日に過年度納付していることが確認でき、申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時点において、特例納付による納付期間と当該過年度納付期間とを納付した上で、申立人は 60 歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付することにより年金受給資格 19 年（228 か月）を満たすことになり、国民年金の受給資格を得るのに必要な国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1236

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 5 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月から 45 年 3 月まで
申立期間当時、夫婦で店を経営し、配達や集金で忙しかった。
自宅に国民年金保険料の集金人が 2 か月か 3 か月に一回、来たので夫婦二人分を納付した。最初の集金人は男性で、次に女性に変わり、また別の女性になったあと、最後は元の女性に戻った。
申立期間の国民年金保険料は、すべて集金人に納付した。
また、申立期間のなかでも、夫が 8 か月多く納付していることになっており、全く納得できない。この申立期間そのものの記録が信頼できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、A 県において昭和 36 年 4 月に連番で払い出されたものの、その後、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳は 45 年に廃棄されていることが確認でき、申立人夫婦が国民年金保険料を、納付した形跡が見当たらないことから、当該台帳が廃棄となったものと推認される。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、その後の昭和 47 年 5 月に再度、連番により払い出されており、当該払出時点において、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付することができない期間である上、申立人は申立期間直前の 36 年 4 月から 40 年 4 月までの期間、申立人の夫は 36 年 4 月から 40 年 12 月までの期間の国民年金保険料を第 1 回特例納付の実施期間である 47 年 6 月 30 日に納付しており、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を、定期的に集金人へ納付していたとの主張とは一致しない。

さらに、申立期間直後の昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を 47 年 7 月 31 日に納付し、その後の 45 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金

保険料を同年 10 月 30 日に過年度納付していることが確認でき、申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時点において、特例納付による納付期間と当該過年度納付期間とを納付した上で、申立人は 60 歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付することにより年金受給資格 20 年（240 か月）を満たすことになり、国民年金の受給資格を得るのに必要な国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

母から言われて、20 歳になってすぐに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料については集金の人が来た時に納付していた。

A 市に居住していた平成 8 年から 10 年ごろ、「国民年金の件で来ました。未納の分を今のうちに納めませんか。」と女性が自宅に来て、国民年金保険料の納付状況を調べてくれたが、未納とされている期間はなかった。

また、国民年金手帳の昭和 38 年度の欄は、左側のページに斜線が引いてあり、大きな○の印で納付の証明があったと記憶しているが、今は処分してしまって手元に無い。

几帳面な性格なので、2 年間も保険料を納付しないではないはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和 40 年 7 月 1 日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は過年度納付によってのみ国民年金保険料を納付できる期間であるところ、申立人においては、集金人以外に国民年金保険料を納付した記憶は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を過年度納付したとは考え難い。

また、申立人は、i) 国民年金手帳の申立期間である昭和 38 年度の欄の左側のページ（「国民年金印紙検認記録」欄）に斜線があり、○の印で納付の証明があったと主張しているところ、社会保険事務所は、国民年金印紙検認記録欄の斜線について、「無資格期間、時効消滅期間であることが考えられる。」

旨の回答をしていること、ii) A市において国民年金保険料の納付状況を調べてもらった時には、未納とされている期間はなかったと主張しているものの、社会保険事務所が、「A市については、年に1回程度、市職員と社会保険事務所の職員が合同で現年度保険料に係る戸別訪問を行っていた。」と回答していることから、申立人のいずれの主張も、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す事情とまでは考え難い。

さらに、申立人が申立期間当時に同居していた申立人の兄については、社会保険事務所の記録から、その国民年金手帳記号番号が申立人と同日に払い出され、国民年金保険料の納付については、申立人と同じく、昭和40年3月までは未納とされ、同年4月から納付済みとされていることが確認できることから、申立人と申立人の兄は、同年4月から国民年金保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 1 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から 41 年 3 月まで

私の家は一家で家業を営んでいて、私の国民年金の加入手続も保険料の納付も、3 人の兄達の方と一緒に、お金のことを全部取り仕切っていた父がしてくれていた。兄達の記憶によると、町内会が毎年持ち回りで国民年金保険料の集金を担当していて、集金に来た担当者に父が保険料を支払っていた。3 人の兄達は国民年金加入期間の全期間の国民年金保険料を納付したものとされているのに、私だけが申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 4 月ごろに払い出されたものと推認され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとともに、申立人は、20 歳に達した 40 年 1 月にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得していることが確認でき、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付以外の方法では納付することができないことから、申立人の父親が納付組織を通じて申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立内容は不自然である。

また、申立人の 3 番目の兄の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 9 月に払い出されており、20 歳に達した 37 年 6 月にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得していることが確認でき、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、過年度納付以外の方法では納付することができなかった同年 6 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料は、社会保険庁の特殊台帳により 49 年 1 月から実施された第 2 回目の特例納付の時期に納付されていることが確認できる。

このことについて、申立人の長兄の供述によれば、申立人の父親が申立人の3番目の兄の上記国民年金保険料を特例納付したものとみられるが、申立人は、46年5月に結婚し実家を離れており、申立人の父親が申立期間について特例納付をしたとは考え難く、申立期間に係る国民年金保険料が特例納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に亡くなっているため、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月

私の国民年金加入手続は、私の父親が昭和 60 年 7 月ごろ A 市 B 区役所 C 出張所で行い、私の国民年金保険料については、私の両親が両親自身の国民年金保険料とともに D 農業協同組合 E 支店の窓口で支払い、その後も同支店で口座振替により納付した。私の両親は、私の国民年金保険料を 1 か月も欠けることなく期限内に納めており、未納の案内を受けたことや過去にさかのぼって納めたことはないと言っている。

申立期間について、国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市 B 区役所 C 出張所が保管する国民年金被保険者台帳により、申立人の国民年金手帳は A 市の職権適用により昭和 61 年 2 月 7 日に交付されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないとともに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立人が 20 歳に達した 60 年 7 月にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A 市 B 区役所 C 出張所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する領収済通知書により、申立人の申立期間直前の昭和 60 年 7 月から同年 11 月までの期間及び申立期間直後の 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料が、それぞれ 62 年 2 月 25 日及び 63 年 3 月 22 日に過年度納付されていること、申立人の両親は申立期間に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、申立内容と納付状況が一致しない上、同年 3 月 22 日時点では、申立期間は時効により納付できない期間であることから、

申立人の両親は、さかのぼることが可能であった期間の保険料のみを時効となる直前に納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の両親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親の申立期間に係る記憶は曖昧なため、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所の記録では、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされている。59 年に退職後、共済の健康保険を任意継続し、並行して国民年金保険料も納付していたはずである。しっかりと調査して、この期間について保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 5 月ごろ払い出されていることから、このころ国民年金に加入したと考えられるが、この時点で申立人は任意加入対象者であることから、国民年金保険料をさかのぼって納付することができなかったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無い上、国民年金の加入手続並びに保険料の納付場所及び納付金額等に関する申立人の記憶は明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1241

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から46年2月まで

申立期間当時は自営業をしていたが、隣組の人に勧められて断ることができずに国民年金に加入した。

国民年金の保険料は定期的に隣組の人が集金に来ていたが、集金をしていた隣組の人は既に亡くなっており、証言を得ることができない。

申立期間の保険料を納付したことは間違いないので納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から結婚後の昭和47年5月ごろに払い出されていることが確認できるとともに、結婚前の申立期間に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は107か月と長期間であり、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間に係る国民年金への加入手続、国民年金手帳を所持していたことに関する申立人の記憶は明確ではないとともに、申立人に国民年金への加入を勧めたとされる隣組の人は既に死亡しており、供述が得られない上、隣組等の納付組織についての資料等が残っていないため、国民年金への加入手続や、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から59年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年3月から59年4月まで

社会保険事務所の記録では、昭和58年3月から59年4月までの国民年金保険料が未納とされている。以前から無職の時も必ず国民年金に加入し国民年金保険料を継続して納付していた。しっかりと調査して、この期間について保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿、及び申立人が所持する年金手帳から、昭和59年5月15日であることが確認できるところ、この時点で申立人は厚生年金保険の受給権者であり、国民年金については任意適用の対象者であったことから、さかのぼって国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付方法等に係る記憶が明確ではなく、国民年金の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から54年2月まで
申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

昭和49年12月末に海外から帰国し、50年春に第2子出産、長女の入学とあわただしい時期が続き一息ついたころ、当時住んでいたA市Bの団地に市役所出張所があったのでそこで国民年金へ加入し、申立期間の国民年金保険料は、C銀行（現在は、D銀行）E支店で納付していたので、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、昭和53年1月前後にA市役所B出張所で国民年金に加入し、納付書に基づきC銀行で国民年金保険料を納付したとしているものの、保険料額、納付時期等は記憶に無いとしており、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、F市へ転居後の昭和54年5月に払い出されたことが確認でき、社会保険庁の記録では、申立期間は国民年金には未加入とされ、さかのぼって国民年金保険料の納付ができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1244

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 54 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが判明した。昭和 54 年に私の子供が大学を卒業し、授業料が不要となったため、国民年金に加入した。その時に A 町役場 B 支所の支所長から「昭和 36 年から 54 年までの 18 年間分の未納となっている国民年金保険料が数万円であり、保険料を納付することができる。」との話を聞いて、夫が同支所窓口において保険料を納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の夫は、既に死亡しており、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 54 年 4 月に国民年金への加入手続を行った上で、36 年 4 月から 54 年 3 月までの 18 年間分の未納となっている国民年金保険料を一括して納付したと申し立てているものの、申立期間当時において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は、国民年金の任意加入被保険者として同年 4 月に国民年金に加入していることが A 町役場の保管する国民年金被保険者名簿から確認でき、申立人は、申立期間において、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料をさかのぼって納付することができなかつたものとするのが自然である。

さらに、昭和 54 年 4 月は、特例納付が可能な時期ではあるが、申立人が納

付したと主張する国民年金保険料は、申立期間の保険料の一括納付に必要な金額と大きく相違しており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 15 日から 34 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
当該事業所に勤務していた当時の同僚の名前も記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるとともに、当該同僚の一人が、当該事業所は申立期間当時に既に事業活動を行っていた旨を供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立人が申立期間において勤務したとしているA社は、社会保険事務所の記録によれば、昭和 34 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間における適用事業所としての記録は確認できない上、申立人は、同日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人が名前を挙げた同僚についても申立人と同じ日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、当時、当該事業所に勤務していた同僚として名前を挙げた者で、唯一連絡の取れた一人に照会したところ、「申立人が勤務していた記憶はある。私より8年から10年くらい後に入社したのではないか。当時の厚生年金保険の適用に関する情報

については分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時、事業所から交付を受けた健康保険証により受診したと主張していることから、加盟していたことの可能性が否定できない同種同業で組織され、組合方式で運営されている国民健康保険組合（現在は、社団法人国民健康保険組合協会）に当該事業所の加盟状況について照会した結果、「現存する組合及び合併等により継承された組合に関する資料等は保存しているが、それ以外については、既に廃棄している。」と回答しており、当該事業所が当時国民健康保険組合に加盟していたことを確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月1日から20年10月1日まで
昭和17年4月1日に養成工としてA社B所（現在は、C社D所）に入社、18年11月ごろ同社E工場に配属となり、20年9月ごろ退社した。
給与からは「独身だからこんなに引かれるだろう。」と思うぐらい控除されており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと申し立てているA社B所では、厚生年金保険（当初は、労働者年金保険）制度開始以前から独自に年金事業を行っており、昭和17年6月より前に入社した者については、F共済組合（現在は、G共済組合）に強制加入することとされていたところ、当該事業所は、申立人が同年4月1日から20年9月30日まで同事業所に勤務していた旨を回答していることから、当該期間において勤務していたことは認められる。

また、昭和17年6月に労働者年金保険法の保険料徴収及び保険給付に関する規定が施行された際、F共済組合の組合員であった者は、労働者年金保険法適用除外申請を行うことにより、引き続き組合員の資格を有することができ、G共済組合は「この取扱いに例外は無かった。」と供述していることから、同共済組合が管理する厚生年金保険適用除外申請書の名簿に申立人の名前は確認できないものの、同名簿には欠落部分もあることから、申立人は、当時、引き続きF共済組合の組合員としての身分を有していたものと考えられる。

さらに、この取扱いは、昭和23年8月の厚生年金保険法改正によって廃止されているが、その時点でA社B所に勤務していた者は厚生年金保険に移行し、同法の被保険者資格に関する規定が施行された17年1月1日又は同日から同

年5月31日までの期間にF共済組合での資格取得日がある者については、同期間内の当該日にさかのぼって厚生年金保険の被保険者となっているが、申立人は、厚生年金保険被保険者への遡及適用^{そきゆう}が行われた23年には既に退職していることから、同共済組合での資格取得日である17年4月1日にさかのぼって厚生年金保険の被保険者とする処理はなされなかったものと考えられる。

加えて、当該事業所が管理する厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録は確認できず、同事業所は「申立人は、申立期間においてF共済組合に加入しており、厚生年金保険に加入していなかったため、申立てどおりの届出を行っていない。」と回答している。

このほか、申立人が名前を記憶している同僚二人（一人は申立人と同じ学校を卒業し、一緒にB所に入社したとしている。）についても、申立期間において厚生年金保険に加入していた記録は見当たらない上、連絡先が判明した一人に聴取したところ、申立人のことは記憶しているものの、申立ての事実を確認できる供述は得られない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間中、F共済組合の組合員であったと考えられ、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年6月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和27年6月1日であるとの回答があった。

当該事業所には昭和27年4月1日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る労働者名簿の「履歴（学歴・職歴・賞罰）」欄に「昭和27年3月A社入社」との記録が確認できることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことを確認することができる。

しかしながら、B社が提出した申立人に係る当該名簿の「雇入年月日」欄には、「昭和27年6月1日雇入」との記録があり、社会保険事務所の記録と一致している上、申立人が同時期に入社したとする同僚二人は、「申立人は昭和27年6月以前からA社において勤務していたが、申立期間当時は見習期間があり、見習期間中は厚生年金保険の適用は無かったと記憶している。」と供述しており、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録はいずれも昭和27年6月以降となっていることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和27年6月1日となっており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 5 月 21 日まで
③ 平成 7 年 6 月 21 日から 8 年 9 月 30 日まで

申立期間①については、A社（現在は、B社）に昭和 63 年 3 月末日で退職する旨の辞表を提出し、同年 3 月 31 日まで勤務していた。申立期間②については、C社（現在は、D社）の資格取得日が同年 5 月 21 日になっているが、同年 4 月 1 日に入社しているので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間③のうち、社会保険事務所の記録では、D社における入社時の標準報酬月額は 26 万円、平成 7 年 10 月 1 日以降は 22 万円となっているが、同社に勤務していた期間の標準報酬月額は、入社時から一貫して 28 万円であったので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 63 年 3 月 31 日となっており、B社が提出した厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書においても申立人の資格喪失日は同日となっており、社会保険庁の記録と一致している。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人と同様に昭和 63 年 3 月 31 日にA社における厚生年金保険

被保険者資格を喪失している同僚7人から聴取した結果、このうち6人は同日においても勤務していたと供述しているものの、B社では、「当時、退職者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は月末付けで届け出ており、申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書においても月末付けで届け出ていることが確認できる。また、業務の都合で退職月の月末まで勤務していた者もいるかもしれないが、給与は1か月分を全額支払っており、当月分の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

加えて、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、D社が提出した「63年4月新人研修生」一覧表から判断すると、申立人が申立期間においてC社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和63年5月21日となっている。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、D社では、「申立人は昭和63年4月から勤務していたことが確認できるため、申立人に係る厚生年金保険料を納付していたものと思われるが、社会保険関係資料等は残っていない。なお、現在の就業規則では3か月間の試用期間を設けているが、会社が必要と認めた時は試用期間を短縮し又は設けないことがあり、当時も同じ運用であったと思う。」と回答している上、当時のC社における採用担当者は、「当時、採用した社員に対しては、面接時に試用期間がある旨を伝えていたと記憶している。」と供述しており、申立人と同時期に同事業所に入社した同僚4人から聴取したところ、うち二人は、「入社後の3か月間は試用期間であった。」と供述しており、残りの二人は、「当時の入社時期等に係る記憶は無い。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、D社は、申立人の申立期間を含む厚生年金保険被保険者期間における標準報酬月額は一貫して 28 万円であったとの文書を申立人に交付しているが、申立期間について当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

また、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を平成 7 年 5 月から同年 10 月までに取得した申立人を含む 8 人について、当該資格取得時と 8 年 10 月 1 日の標準報酬月額を比較して見ると、3 人はいずれも同額となっているが、残りの 5 人は申立人と同様に同日における標準報酬月額が高くなっていることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日である平成 7 年 6 月 21 日の標準報酬月額は 26 万円であるのに対し、同年 10 月 1 日の標準報酬月額の定時決定時には 22 万円と低くなっているが、当該事業所は、「当時の給与は毎月 10 日締め、25 日払いである。」と回答していること、申立人の資格取得日が同年 6 月 21 日であることから判断すると、同年 10 月 1 日の定時決定の対象となった報酬月額は同年 7 月に支払われた同年 6 月 21 日から同年 7 月 10 日までの期間に係る給与であり、1 か月分の給与でなかったことから、定時決定された標準報酬月額が資格取得時の標準報酬月額よりも低くなったものと考えられる。

加えて、申立人と同時期である平成 7 年 6 月 19 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚二人についても、申立人と同様に同年 10 月 1 日に定時決定された標準報酬月額が資格取得時の標準報酬月額よりも低くなっていることが確認できる。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立人の標準報酬月額がさかのぼって大幅に引き下げられているなどの不自然な点はうかがえず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間③について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から29年1月12日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（昭和33年8月にB社に名称変更）が厚生年金保険の適用事業所となった日及び被保険者資格の取得日が昭和29年1月12日となっていた。

昭和29年1月12日は事務所の移転手続を行った日であり、それ以前の28年9月から既に厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

法人登記簿により、A社の会社成立年月日は昭和28年9月12日となっており、かつ、申立人が代表取締役となっていることが確認できることから判断すると、申立期間当時、申立人が同事業所の事業主であったことが認められる。

しかしながら、A社については、社会保険事務所の記録によれば昭和29年1月12日に適用事業所となっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、健康保険の整理記録されている申立人の被保険者資格取得日は昭和29年1月12日となっている上、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても、同日が被保険者資格取得日となっており、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の社会保険関係資料も保存されていない上、同事業所に勤務していた当時の従業員は、「私の厚生年金保険の資

格取得日は昭和 29 年 1 月 12 日となっているが、それ以前はまだ事業所自体が社会保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

なお、申立人は、昭和 29 年 1 月 12 日は当該事業所の移転を行った日であると供述しているが、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、「29.8.1 事業所所在地変更」と記載されていることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月9日から53年1月5日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間における被保険者記録が無いとの回答があった。
勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は昭和52年3月9日となっており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者記録は社会保険事務所の記録と一致しており、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和52年3月9日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しており照会することができない上、同事業所に勤務し、かつ、被保険者資格の喪失日が申立人と同一日となっている同僚4人は、いずれも、「申立人に係る記憶は無いが、当時、申立事業所が倒産したことに伴う退職であった。」と供述している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 16 日から 39 年 7 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 24 日から同年 5 月 4 日まで

A社（現在は、B社）に入社してすぐに、A社の代理店であったC社（商業登記簿謄本によれば、D社）で勤務するように命ぜられ、C社で2年間勤務した。自分と同様に他の代理店で勤務した同僚は、厚生年金保険の加入記録がつながっているのに、私には被保険者となっていない期間があるのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成し保管する「厚生年金、健康保険、失業保険被保険者名簿」により、申立人が昭和 38 年 4 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C社に移籍したこと、及び 40 年 5 月 4 日に再度その被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するC社に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立人は昭和 39 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40 年 4 月 24 日に同資格を喪失（昭和 40 年 4 月 26 日届出）していることが確認でき、一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は 38 年 4 月 16 日に被保険者資格を喪失し、40 年 5 月 4 日に再度その被保険者資格を取得したことが確認できるものの、申立期間における被保険者記録は確認できない。

さらに、C社は、株式会社に組織変更した後、平成 20 年 2 月 21 日に破産手続を終結しており、当時の人事記録等は保管されておらず、また、当時の事業主は死亡しているため、厚生年金保険の適用状況に関する有力な情報は得ら

れず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができないが、申立人と同時期に勤務した同僚の厚生年金保険の適用状況を調査したところ、入社日と厚生年金保険の資格取得日が各人により異なっており、当該事業所は厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 1 日から 45 年 7 月 6 日まで
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に係る加入記録が昭和45年7月6日からである旨の回答であった。
A社については、昭和42年7月から同社が経営する店に勤務したと記憶しており、入社数か月後に取得した二輪の運転免許証の取得日も同年12月であるので、回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述等により、申立期間において申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の資格取得日が昭和45年7月6日として届出られていることが確認でき、当該資格取得日は社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、申立人と同業種の同僚から聴取したところ、当該同僚は約2年間、A社に勤務していたと供述しているものの、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険の加入記録は、その一部の期間のみとなっている。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人は申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、同僚から聴取したものの、申立内容を確認できる供述及び周辺事情等を把握することができず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 21 日から 45 年 1 月 1 日まで
申立期間については、A社に勤務しており、雇用保険料控除の事実が確認できる雇用保険被保険者資格取得届出確認回答書がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを明らかにし、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、申立期間は申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であるとともに、当該事業所が適用事業所となった昭和 45 年 1 月 1 日に、申立人と同じく B 社から移籍し厚生年金保険の記号番号を付番された 28 人のうち、社会保険事務所の記録では確認できない二人を除く 26 人については、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、上記同僚の一人が提出した当時の給与明細書（昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月までの期間）によれば、申立期間において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人も同様に申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から同年 10 月まで
申立期間においては、A社に勤務しており、私の履歴書にも書いてきた。健康保険証を使った記憶もあり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた、申立事業所に係る厚生年金保険の記録を有する同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該名簿によれば、昭和 35 年 3 月に同じ学校を卒業し、同時に入社したとする同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 9 月 1 日となっているとともに、ほかの同窓で同期に入社し同年 9 月 1 日前に当該事業所を退職したとする同僚については、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当該事業所においては、入社後一定の期間を経過した後に、厚生年金保険の被保険者資格の取得手続きを行っていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人の同窓で同期に入社し、その後、申立人と同じ事業所に転職した同僚は、「転職のための面接試験を受けたが、退職の申出をする前に当該事業所は転職活動を知っていた。」と供述していることから、当該事業所は申立人の転職活動を把握した上で、昭和 35 年 9 月 1 日の厚生年金保険の被保険者資格取得届から申立人を除外した可能性がうかがわれる。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主及び厚生年金保険事務担当者は既に死亡している上、承継事業所にも当時の賃金台帳等関連資料が保管されておらず、申立期間当時における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。